

住宅宿泊事業（民泊）を始める前に － 水質汚濁防止法に係る届出について －

平成 30 年 6 月 15 日に住宅宿泊事業法が施行されました。

住宅宿泊事業（民泊）の台所、洗濯機、浴室が水質汚濁防止法の届出対象施設（特定施設）に該当するため、届出が必要となる場合があります。

対象施設

民泊をする際届出が必要となる対象施設

- ・ 特定施設番号 66 の 3 旅館業の用に供する施設で次に掲げるもの。

イ ちゅう房施設 (台所など)	ロ 洗濯施設 (洗濯機など)	ハ 入浴施設 (バスタブのある浴室など)
--------------------	-------------------	-------------------------

- ・ 特定施設番号 74 特定事業場から排出される水の処理施設
マンションなどの集合住宅において民泊の営業がされている場合、
民泊を行っている部屋から出てくる水を処理する浄化槽などが該当。

お問合せ及び届出先

那覇市役所 環境保全課 ☎098-951-3229	那覇市
北部保健所 生活環境班 ☎0980-52-2636	名護市、本部町、伊江村、伊是名村、伊平屋村、 大宜味村、国頭村、今帰仁村、東村
中部保健所 環境保全班 ☎098-938-9787	うるま市、沖縄市、宜野湾市、嘉手納町、宜野座村、 北谷町、恩納村、北中城村、中城村、読谷村、金武町
南部保健所 環境保全班 ☎098-889-6799	糸満市、浦添市、豊見城市、南城市、久米島町、 西原町、南風原町、八重瀬町、与那原町、粟国村、 北大東村、座間味村、渡嘉敷村、渡名喜村、南大東村
宮古保健所 生活環境班 ☎0980-72-3501	宮古島市、多良間村
八重山保健所 生活環境班 ☎0980-82-3243	石垣市、竹富町、与那国町